

## IASB Update

### 2022年10月

IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®基準、修正及びIFRIC®解釈指針に関するIASBの最終的な決定は、IFRS財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」に示されており正式に書面投票が行われる。

IASBは2022年10月18日から20日に会議を行った。

## 目次

### リサーチ及び基準設定

- [IFRS 第9号の適用後レビュー — 分類及び測定（アジェンダ・ペーパー-3）](#)
- [料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー-9）](#)
- [開示に関する取組み—的を絞った基準レベルの開示のレビュー（アジェンダ・ペーパー-11）](#)
- [持分法（アジェンダ・ペーパー-13）](#)
- [金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（IFRS 第9号の修正）（アジェンダ・ペーパー-16）](#)
- [のれんと減損（アジェンダ・ペーパー-18）](#)
- [開示に関する取組み—公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー-31）](#)

### 維持管理及び一貫した適用

- [維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー-12）](#)
- [引当金—的を絞った改善：割引率—不履行リスク（アジェンダ・ペーパー-12A）](#)
- [多通貨保険契約グループ（IFRS 第17号及びIAS 第21号）：アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー-12B）](#)
- [特別買収目的会社（SPAC）：取得時のワラントの会計処理：アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー-12C）](#)
- [貸手のリース料免除（IFRS 第9号及びIFRS 第16号）アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー-12D）](#)
- [IFRIC アップデート 2022年9月（アジェンダ・ペーパー-12E）](#)

### タクソノミ

### 関連情報

[IASB Update ニュースレターのアーカイブ](#)

[過去のIASB Update はこちら](#)

### 要約のポッドキャスト

[過去のIASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）はこちら](#)

- [IFRS 会計タクソノミ・アップデート – IAS 第 1 号及び IFRS 第 16 号の修正（アジェンダ・ペーパー25）](#)

## 戦略及びガバナンス

- [ISSB のアップデート](#)

## リサーチ及び基準設定

### IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 分類及び測定（アジェンダ・ペーパー3）

IASB は 2022 年 10 月 19 日に会合し、IFRS 第 9 号「金融商品」の適用後レビューの 3 つの側面に関するフィードバックについて議論した。

#### 資本性金融商品とその他の包括利益（アジェンダ・ペーパー3A）

IASB は、企業が公正価値変動をその他の包括利益（OCI）に表示することを選択した資本性金融商品に関する IFRS 第 9 号の要求事項に対するフィードバックについて検討した。IASB は当該要求事項に変更を加えないことを決定した。しかし、IASB は IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の第 11A 項を修正して次の開示を要求することを暫定的に決定した。

- OCI 表示の選択肢が適用されている持分投資の報告期間の末日現在の公正価値の総額
- 当期中に OCI に認識した公正価値変動

11 名の IASB メンバーのうち 10 名がこれらの決定に賛成した。

さらに、IASB は、OCI における期首残高から期末残高への調整表などの設例を修正案において設けることができるかどうかを検討するようスタッフに依頼した。

#### 事業モデル評価（アジェンダ・ペーパー3B）

IASB は、企業の事業モデルの評価に関する IFRS 第 9 号の要求事項に対するフィードバックについて検討した。IASB は IFRS 第 9 号における事業モデルの要求事項に関して識別された事項について追加の対応を行わないことを決定した。

11 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### 電子送金についての考え得る狭い範囲の修正の検討（アジェンダ・ペーパー3C）

IASB は、IFRS 第 9 号における認識の中止の要求事項を電子送金による金融資産又は金融負債の決済に適用した場合の考え得る結果に関して指摘された懸念に対応するための、考え得る基準設定の選択肢を検討した。IASB は、所定の要件が満たされる場合には企業が現金を決済日に引き渡す前に金融負債の認識の中止を行うことを認めるといふ会計方針の選択肢を設けることを暫定的に決定した。

11 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。

#### 次のステップ

IASB は今後の会議で適用後レビューについての議論を継続する。

### 料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

IASB は 2022 年 10 月 18 日に会合し、公開草案「規制資産及び規制負債」における下記に関する提案について再審議した。

- 算入可能費用の定義案及びベンチマークに基づく算入可能費用の取扱い（アジェンダ・ペーパー9A）

- 規制上の回収期間と資産の耐用年数との差異から生じた規制資産及び規制負債の会計処理（アジェンダ・ペーパー9B）。

IASB はこれらの提案に対するフィードバックにどのように対応し得るのかについての料金規制諮問グループからの助言についても議論した（アジェンダ・ペーパー9C）。IASB はアジェンダ・ペーパー9C については何も決定を求められなかった。

#### **算入可能費用の定義案及びベンチマークに基づく算入可能費用の取扱い（アジェンダ・ペーパー9A）**

IASB は基準書で次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 算入可能費用の定義案を維持する。
- b. 規制上の合意は、算入可能費用について企業に補償する金額の決定を企業が当該費用を IFRS 会計基準に従って測定するために使用する基礎とは異なる基礎を用いて行う場合がある旨を明確化する。
- c. ベンチマークに基づく算入可能費用の取扱いを明確化し、企業がそうした場合において時点差異を識別するのに役立つための例示を含める。

11 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

#### **規制上の回収期間と資産の耐用年数との差異から生じた規制資産及び規制負債（アジェンダ・ペーパー9B）**

IASB は基準書で次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 規制上の資本ベースと有形固定資産が直接的な関係を有しているかどうかを企業が判定するのに役立つためのガイダンスを提供する。
- b. 規制上の資本ベースと有形固定資産とが直接的な関係を有していると企業が結論を下した場合に、規制上の回収期間と資産の耐用年数との差異から生じた規制資産及び規制負債を企業が会計処理するための提案を維持する。
- c. 規制上の資本ベースと有形固定資産とが直接的な関係を有していないという結論を下した企業に、その結論を財務諸表利用者が理解できるようにするための開示を提供することを要求する。

11 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

#### **次のステップ**

IASB は本プロジェクトの提案について引き続き再審議する。

## **開示に関する取組み—的を絞った基準レベルの開示のレビュー（アジェンダ・ペーパー11）**

IASB は 2022 年 10 月 18 日に会合し、公開草案「IFRS 基準における開示要求—試験的アプローチ」に対するフィードバックに基づいて、的を絞った基準レベルの開示のレビューのプロジェクトにおいてどのような対応を取るべきかを決定した。

#### **審議会のためのガイダンス（アジェンダ・ペーパー11A 及び 11B）**

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 開示要求を開発するための公開草案で提案した方法を使用する。11 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。
- b. 開示要求を起草するために「中道アプローチ」を使用する。11 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

- c. 「中道アプローチ」は次のことを伴う。
- i. 財務諸表利用者の全体的な情報ニーズを記述する文脈設定的で規範性のない全体的な開示目的を提供する。11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
  - ii. 各IFRS会計基準書の開示セクションの最初にIAS第1号「財務諸表の表示」の第31項への相互参照を含めない。11名のIASBメンバーのうち9名がこの決定に賛成した。
  - iii. 財務諸表利用者の詳細な情報ニーズを記述する具体的な開示目的に従うことを企業に要求する。11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
  - iv. 具体的な開示目的を、具体的な開示目的を適用することによって企業が開示する情報に依拠して利用者が行う評価の説明で補強する。11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
  - v. 企業が具体的な開示目的を満たすために開示することを要求される情報項目に言及する際に、(IAS第1号の第31号の要求事項を条件に)規範的な文言を使用する。11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- d. 開示要求の開発のための方法及びそれを起草するためのアプローチ(審議会向けのガイダンス)を文書化し、当該文書をIFRS財団ウェブサイト上で公表する。11名のIASBメンバーのうち10名がこの決定に賛成した。

#### **IFRS第13号「公正価値測定」及びIAS第19号「従業員給付」の修正案(アジェンダ・ペーパー11C)**

IASBは、IFRS第13号「公正価値測定」及びIAS第19号「従業員給付」における開示要求について追加の作業を進めないことを決定した。

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

#### **次のステップ**

IASBは審議会向けのガイダンス及びプロジェクト・サマリーを公表する。

### **持分法(アジェンダ・ペーパー13)**

IASBは2022年10月18日に会合し、持分法のリサーチ・プロジェクトの進捗状況をレビューした。IASBは本プロジェクトの目的及びアプローチを維持することを決定した。

11名のIASBメンバーのうち8名がこの決定に賛成した。

#### **次のステップ**

IASBは、プロジェクトの範囲に含まれる他の適用上の疑問点について今後の会議で議論する。

### **金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性(IFRS第9号の修正)(アジェンダ・ペーパー16)**

IASBは2022年10月18日に会合し、IFRS第7号「金融資産：開示」及びIFRS第9号「金融商品」の修正案について議論した。

IFRS第7号の修正案は、契約上のキャッシュ・フローの特性の評価についてのIFRS第9号の要求事項に加えることをIASBが暫定的に決定した明確化のための修正を補完するための開示要求を追加するものである。IASBは2022年9月の会議でこの明確化のための修正を行うことを暫定的に決定した。

IASBは、公正価値で測定しない金融資産及び金融負債の各クラスについて、企業が次のことを開示するという要求をIFRS第7号に追加することを提案すると暫定的に決定した。

- a. 契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件（偶発事象の性質を含む）の定性的記述
- b. 当該契約条件から生じる可能性のある契約上のキャッシュ・フローの変化の範囲に関する定量的情報
- c. これらの契約条件の対象となっている金融資産の総額での帳簿価額及び金融負債の償却原価

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

IASBは次のことを提案することも暫定的に決定した。

- a. 企業はIFRS第9号の明確化のための修正をIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用すべきである。ただし、企業は比較情報を修正再表示することを要求されない。
- b. 当該修正の適用開始時に、企業が金融資産の分類を変更する場合には、企業は次の事項を開示すべきである。
  - i. 従前の測定区分及びこれらの修正を適用する直前に算定した帳簿価額
  - ii. 新たな測定区分及びこれらの修正を適用した後に算定した帳簿価額
- c. 発効日は修正案の公開後に決定する。
- d. 当該修正の早期適用は認められる。

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

#### 次のステップ

IASBは公開草案の書面投票プロセスを開始するかどうかを決定する。

## のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

IASBは2022年10月20日に会合し、ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」で示したのれんの事後の会計処理に関する予備的見解の諸側面について議論した。特に、IASBの予備的見解であった減損のみのアプローチを維持すべきか、それとものれんの償却の再導入を検討すべきかについて議論した。

IASBは何も決定を求められなかった。

#### 次のステップ

2022年の第4四半期に、IASBは減損のみのモデルを維持すべきかどうかの決定を求められる。

今後の会議でIASBは次のことに関して決定を行う。

- a. 本プロジェクトをリサーチ・フェーズから基準設定フェーズに移すかどうか
- b. 企業結合に関する開示要求の諸側面
- c. 本プロジェクトの範囲に含まれるその他のトピック

## 開示に関する取組み—公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）

IASBは2022年10月19日に会合し、公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」の再審議を継続した。

### **IFRS 会計基準書案の目的（アジェンダ・ペーパー31A）**

IASB は、IFRS 会計基準書案「公的説明責任のない子会社：開示」（基準書案）の提案されている目的を確認することを暫定的に決定した。

11 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

### **開示要求案を開発するためのアプローチ（アジェンダ・ペーパー31B）**

IASB は、基準書案の開示要求案を開発するためのアプローチに対するフィードバックについて議論した。IASB は、開示要求において使用される文言が完全版の IFRS 会計基準と同じになることを確保するようにアプローチを修正することを暫定的に決定した。

IASB は、IFRS 会計基準書案に関する結論の根拠で次のことを説明することも暫定的に決定した。

- a. IFRS for SMEs 会計基準における開示要求が適切な出発点である理由
- b. 「費用対効果」がどのように考慮されるか
- c. 開示要求案を開発するためのアプローチに対して設ける例外の理由

11 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

### **開示要求案に対するコメントへの対処（アジェンダ・ペーパー31C）**

IASB は、基準書案において提案した開示要求に対して受け取ったコメントをスタッフが 3 つのステップで分析すべきであると決定した。

- a. ステップ 1 — 開示要求案がどのように開発されたのかに基づいて、開示要求案に対するコメントを階層化する。
- b. ステップ 2 — 受け取ったコメントを、1 組の諸要因（公的説明責任のない企業の財務諸表についての利用者の情報ニーズに関する原則、費用対効果、受け取ったコメントの分布、情報の全体的な有用性並びに当該開示要求についての IASB の過去の議論及び決定）に照らして評価する。
- c. ステップ 3 — 開示要求案の変更を IASB に提案する。

11 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

### **基準書案の構成（アジェンダ・ペーパー31D）**

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 基準書案で提案した付録 A を削除する。

11 名の IASB メンバーのうち 7 名がこの決定に賛成した。

- b. 脚注を、各 IFRS 会計基準書の小見出しの下で、他の IFRS 会計基準書において依然として適用される開示要求への相互参照で置き換える。

11 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

### **次のステップ**

IASB は公開草案に対するフィードバックについての議論を継続する。

## **維持管理及び一貫した適用**

### **維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）**

IASB は 2022 年 10 月 19 日に会合し、次のことを行った。

- IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の範囲に含まれる引当金の測定にあたって使用される割引率について議論した。
- IFRS 解釈指針委員会（委員会）の 2022 年 9 月の会議で議論されたアジェンダ決定を検討した。

## 引当金一時的を絞った改善：割引率—不履行リスク（アジェンダ・ペーパー 12A）

IASB は、企業が引当金を割り引くために使用する率は不履行リスク（すなわち、企業が義務を履行しないというリスク）を反映すべきかどうかを IAS 第 37 号において定めるための提案の開発を検討中である。

IASB は、(a) このトピックについての現在までの発見事項、及び(b) IASB の決定に影響を与える可能性のある諸要因の予備的分析について議論した。

IASB は何も決定を求められなかった

### 次のステップ

IASB は、今後の会議で暫定的な決定を行う前に、諮問グループのいくつかから意見を求める。協議する予定の諮問グループには、資本市場諮問委員会、世界作成者フォーラム及び会計基準アドバイザー・フォーラムが含まれる。

## 多通貨保険契約グループ（IFRS 第 17 号及び IAS 第 21 号）：アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー12B）

IASB は、アジェンダ決定「多通貨保険契約グループ」（IFRS 第 17 号「保険契約」及び IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」）に反対するかどうかを質問された。

このアジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

### 次のステップ

このアジェンダ決定は 2022 年 10 月に [IFRIC Update 2022 年 9 月](#) への補遺において公表される。

## 特別買収目的会社（SPAC）：取得時のワラントの会計処理：アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー12C）

IASB は、アジェンダ決定「特定買収目的会社（SPAC）：取得時のワラントの会計処理」に反対するかどうかを質問された。

このアジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

### 次のステップ

このアジェンダ決定は 2022 年 10 月に [IFRIC Update 2022 年 9 月](#) への補遺において公表される。

## 貸手のリース料免除（IFRS 第 9 号及び IFRS 第 16 号）：アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー12D）

IASB は、アジェンダ決定「貸手のリース料免除」（IFRS 第 9 号「金融商品」及び IFRS 第 16 号「リース」）に反対するかどうかを質問された。



このアジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

#### 次のステップ

このアジェンダ決定は 2022 年 10 月に [IFRIC Update 2022 年 9 月](#) への補遺において公表される。

## IFRIC Update 2022 年 9 月（アジェンダ・ペーパー12E）

IASB は委員会の 2022 年 9 月の会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は [IFRIC Update 2022 年 9 月](#) で公表されている（[日本語訳](#)）。

IASB は何も決定を求められなかった。

## タクソノミ

### IFRS 会計タクソノミ・アップデート — IAS 第 1 号及び IFRS 第 16 号の修正 （アジェンダ・ペーパー25）

IASB は 2022 年 10 月 18 日に会合し、公表予定の IFRS 会計タクソノミ・アップデート案のコメント期間について議論した。

IASB はコメント期間を 60 日から 30 日に短縮することを決定した。

11 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### 次のステップ

IASB は書面投票プロセスを開始して、IFRS 会計タクソノミ・アップデート案を 2022 年末を目標に公表する予定である。

## 戦略及びガバナンス

### ISSB のアップデート

IASB は ISSB 議長からアップデートを受け、それについて議論した。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation

コピーライト © IFRS 財団

ISSN 1474-2675